

～地区計画の区域内における行為の届出について～

地区計画の区域内では・・・

次の行為をするときは、着手の30日前までに届出が必要です。

※建築確認申請を要するものは、確認申請の提出前に届出してください。

- ・ 土地の区画形質の変更…敷地の区画を変える場合及び切土、盛土の造成を行う場合
- ・ 建築物の建築 (※建築基準法と取扱いが異なります)
 - ・ 建築物（付随するかき・さく、門扉等を含む）を新築、増築、改築又は移転する場合
 - ・ かき・さく、門扉等のみ設置する場合
- ・ 工作物の建設…擁壁、看板、広告塔などの建設
- ・ 建築物等の用途変更
- ・ 建築物等の形態または意匠の変更

(都市計画法第58条の2第1項)

届出方法

下記の届出図書を2部（正、副）作成のうえ提出してください。
審査後副本を返却し、受理についての通知をお渡しします。

届出先

建築・開発指導室

届出図書

地区計画の区域内における行為の届出書
委任状
求積図（敷地面積、建築面積、延床面積）
位置図
配置図、平面図、立面図、断面図
(かき、さく及び植栽についても記載のうえ着色すること)

罰則

届出をされずに工事着手された場合、都市計画法に罰則規定がございますので、ご留意願います。